事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	保健企画課
事務事業名	保健所庁舎整備事業		

事業概要	保健所・保健センター整備に向け、令和5年度は「設計者の選考」、「設計契約」、「基本設計」までを完了させ、さらに「実施設計」の一部を行います。 設計者の選考はプロポーザル方式を採用し、設計の優先契約者を選考します。 基本設計段階の途中で、全員協議会や景観審議会の他、まちぢから協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関連書団体への説明を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	設計者選定のためのプロポーザルの実施	検討	■	■	■									
2	設計契約	検討				■								
3	基本設計に合わせた各課調整・各種会議	検討				■	■	■	■	■	■			
4	実施設計に合わせた各課調整・各種会議	庁内調整・会議									■	■	■	■
5	関係機関調整					■	■	■	■	■	■	■	■	■
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	保健企画課
事務事業名	保健師の人材育成マネジメント業務		

事業概要	公衆衛生の要として保健活動を担う保健師について、キャリアレベルに応じた専門性研修や専門性面接により、人材育成を行います。また、地域診断により地域の健康課題を抽出し、PDCAサイクルに基づいて組織横断的な保健師活動を推進します。さらに、新たに保健師活動アドバイザーを雇用し、保健師の公衆衛生活動に関し、専門的な立場から、指導・助言をいただき、事業の質の向上と、保健師の人材育成の充実を図ります。 庁内に分散配置された各保健師業務に関しては、感染症災害時の健康危機に対応することができるよう準備し、必要な調整を図ります。また、保健師活動の活性化に向けた様々な取組を企画し実践します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	国からの調査依頼、報告に対する対応	庁外調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
2	保健師間の連絡調整	庁内調整・会議		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	保健師とりまとめ作業	事務作業全般		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	保健師研修	職員向け研修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
5	活動領域調査	統計調査・集計						■	■		■	■	■	
6	保健師活動アドバイザーによる助言・指導	職員向け研修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	活動領域調査：統計法

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	保健企画課
事務事業名	保健所維持管理事務		

事業概要	保健所事業を円滑に運営し、その機能を十分に発揮するため、必要な工事や修繕、様々な施設管理面での調整を図り、保健所庁舎を適切に維持管理します。 また、運営予算について、保健所業務全体をとりまとめるとともに、寒川町民を対象とした保健所業務関する経費を県へ請求します。保健業務を推進するにあたり、保健所各課の他、保健所以外の各部課かいにおいて速やかに業務が執行されるよう共用しているシステムの運用や通信環境の整備、調整を適宜実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	保健所総合システムの管理等	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	情報機器及び通信機器の管理等	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	公用車の管理	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	庁舎の改修工事及び執務環境等の整備	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	庁舎管理等負担金	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	寒川町の区域に係る保健所業務受託事務	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	地方自治法 第２５２条の１４（事務の委託） 　普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	保健企画課
事務事業名	新型インフルエンザ等対策事業		

事業概要	新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザに関する様々な調整や会議の開催の外、保健所内における新型インフルエンザ対応の円滑化を図ります。 また、新型コロナ有為する感染症が収束を迎えた後には、経験を踏まえ、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しについて検討を開始します。 「新型インフルエンザ等対策訓練」(政府合同訓練)が開催される際には、「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、情報の伝達、想定される影響等の確認を目的として、警察署、医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携し、情報伝達訓練及び机上訓練を実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し	検討										■	■	■
2	新型インフルエンザ等対策行動マニュアルの見直し	検討										■	■	■
3	新型インフルエンザに関する事務調整	庁内調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	新型インフルエンザに関する職員研修会	職員向け研修							■					
5	政府合同訓練実施計画作成	検討							■					
6	政府合同訓練実施及び報告	イベント開催								■	■	■		
7	患者対応訓練（実働訓練）庁内打合せ	庁内調整・会議	■	■	■	■	■	■	■					
8	患者対応訓練（実働訓練）関係機関との打合せ	庁外調整・会議							■	■	■	■		
9	患者対応訓練（実働訓練）実施及び見直し	イベント開催										■	■	■
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・新型インフルエンザ等対策特別措置法 第3条4項 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。 第8条　市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。 第12条　指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	保健企画課
事務事業名	保健衛生研修事業		

事業概要	地域の保健福祉を担う人材を育成し、専門知識の習得や技術力の向上及び政策形成能力・企画力等の養成を図るため、地域の保健福祉における課題やニーズに沿った研修を実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	研修企画立案	事務作業全般		■	■	■								
2	研修準備	庁内調整・会議				■	■							
3	研修周知	周知・広報				■	■							
4	研修開催	市民等向け研修・講座						■						
5	次年度に向けた検討	検討							■	■	■	■	■	■
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	保健企画課
事務事業名	県域保健福祉事務所及び保健所設置市等連携推進事業		

事業概要	全国の保健福祉事務所及び保健所設置市等と最新情報や課題に対する解決策を学習・共有し、茅ヶ崎市保健所において、適切な対応を速やかに行うことができるよう、所長会を始めとした各種会議へ参加します。 また、保健所職員としての知識・技能向上を図るため、各種研修会へ参加します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	各種会議・研修への出席	庁外調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	会議資料の支払い	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	所内情報共有用の定期購読の手続き	事務作業全般	■			■			■			■		
4	全国保健所所長会の負担金の支払い	事務作業全般	■											
5	各種研修会の負担金の支払い	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	保健企画課
事務事業名	医師臨床研修事業		

事業概要	茅ヶ崎市保健所管内の臨床研修病院に勤務する医師（研修医）を対象とし、臨床研修のうちの地域保健研修を、研修協力施設として保健所で受け入れ、研修を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	臨床研修病院との受け入れ調整	事務作業全般	■	■										
2	カリキュラムの調整（所内）	事務作業全般		■	■									
3	カリキュラムの調整（外部施設）	事務作業全般		■	■									
4	カリキュラムの実施	事務作業全般				■						■		
5	研修評価	事務作業全般					■						■	
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	医師法 第１６条の２第１項（臨床研修） 　診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	保健企画課
事務事業名	石綿健康被害救済推進事業		

事業概要	茅ヶ崎、寒川地区における石綿による健康被害者及びその遺族の救済のため、石綿健康被害に関する相談業務及び救済制度の説明・申請の受理を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	健康被害に関する相談業務	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	救済制度の説明、申請の受理	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	普及・啓発	周知・広報	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	石綿による健康被害の救済に関する法律

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	保健企画課
事務事業名	禁煙サポート推進事業		

事業概要	がんをはじめとする生活習慣病予防対策を推進するため、喫煙の健康影響について考えるきっかけづくりが必要であるため、茅ヶ崎、寒川地区において、小中高学生等を対象とした、禁煙講演会・講座、禁煙相談、禁煙・受動喫煙防止教育を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	健康教育事業の周知	周知・広報	■	■	■									
2	健康教育の準備、実施	市民等向け研修・講座	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	実施方法の検討	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 （目的） 第１条 この条例は、受動喫煙による県民の健康への悪影響が明らかであることにかんがみ、県民、保護者、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、禁煙環境の整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、並びに未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。 ・健康増進法（受動喫煙対策）

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	保健企画課
事務事業名	糖尿病地域連携クリティカルパス推進事業		

事業概要	国が策定した糖尿病重症化予防プログラムを有効に活用し、茅ヶ崎、寒川地区糖尿病地域連携クリティカルパスの普及を促進するため、保健所・医療機関・医療関係者等が連携して協議できるよう支援します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	推進会議の準備・調整	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	推進会議の開催（年3回）	庁外調整・会議			■			■					■	
3	分科会（診療部）の開催（年2回程度）	庁外調整・会議				■						■		
4	分科会（診療部）開催に向けた準備調整	事務作業全般	■	■	■	■	■				■	■	■	
5	分科会（栄養士）の開催（年3回程度）	庁外調整・会議			■				■				■	
6	分科会（診療部）開催に向けた準備調整	事務作業全般	■	■	■	■		■	■	■		■	■	■
7	今後の事業のあり方を検討	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	保健所	課かい名	保健企画課
事務事業名	保健師・管理栄養士等実習支援事業		

事業概要	茅ヶ崎市・寒川町域における、看護学生・保健師学生・管理栄養士学生の保健衛生の実習指導を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	保健師・栄養士学生の合同オリエンテーションの実施	市民等向け研修・講座	■											
2	保健師・管理栄養士学生の合同オリエンテーション準備	事務作業全般	■	■					■	■	■	■	■	■
3	保健師学生実習指導に係る調整	庁外調整・会議							■	■	■	■	■	■
4	保健師学生実習指導に係る調整	庁内調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	実習日程表の作成	事務作業全般	■	■	■	■	■	■					■	■
6	保健師学生実習指導	市民等向け研修・講座		■	■	■		■	■	■		■	■	
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	